

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ ○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（抄） ..... 1  
排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令（平成八年政令第二百号）（抄） ..... 32



改正案	現行
<p>（船舶からのビルジその他の油の排出基準）</p> <p>第一条の九 法第四条第二項に規定する船舶からのビルジその他の油の排出に係る同項の排出される油中の油分の濃度（以下「油分濃度」という。）は、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準（以下この条において「排出基準」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>一 希釈しない場合の油分濃度が一万立方センチメートル当たり〇・一五立方センチメートル以下であること。</p> <p>二 別表第一の五に掲げる南極海域（次項、次条第一項第三号、第一条の十一、第二条、第四条第四項並びに第九条の六第一項及び第二項において「南極海域」という。）及び同表に掲げる北極海域（次項及び第一条の十一において「北極海域」という。）以外の海域において排出すること。</p> <p>三 当該船舶の航行中に排出すること。</p> <p>四 ビルジ等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置を作動させながら排出すること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶（南極海域又は北極海域にあるものを除く。）からのビルジその他の油の排出に係る排出基準は、希釈しない場合の油分濃度が一万立方センチメートル当たり〇・一五立方センチメートル以下であることとする。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、公用に供する船舶のうち海難救助その他の緊急用務を行うための船舶であつて、当該緊急用務の遂行上必要とされる船舶の構造からみて当該船舶について同項の排出基準を適用することが困難であると認めて国土交通大臣が指定</p>	<p>（船舶からのビルジその他の油の排出基準）</p> <p>第一条の九 法第四条第二項に規定する船舶からのビルジその他の油の排出に係る同項の排出される油中の油分の濃度（以下「油分濃度」という。）は、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準（以下この条において「排出基準」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>一 希釈しない場合の油分濃度が一万立方センチメートル当たり〇・一五立方センチメートル以下であること。</p> <p>二 別表第一の五に掲げる南極海域（次項、次条第一項第三号、第一条の十一及び第二条において単に「南極海域」という。）及び同表に掲げる北極海域（次項において単に「北極海域」という。）以外の海域において排出すること。</p> <p>三 当該船舶の航行中に排出すること。</p> <p>四 ビルジ等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置を作動させながら排出すること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶（南極海域又は北極海域にあるものを除く。）からのビルジその他の油の排出に係る排出基準は、希釈しない場合の油分濃度が一万立方センチメートル当たり〇・一五立方センチメートル以下であることとする。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、公用に供する船舶のうち海難救助その他の緊急用務を行うための船舶であつて、当該緊急用務の遂行上必要とされる船舶の構造からみて当該船舶について同項の排出基準を適用することが困難であると認めて国土交通大臣が指定</p>

するものからのビルジその他の油の排出に係る排出基準は、当該船舶の航行中に排出することとする。

4 第一項及び前項の排出基準に従つてするビルジその他の油の排出は、できる限り海岸から離れて行うよう努めなければならない。

5 公用に供する潜水船であつて、その構造上当該船舶の燃料油タンクに積載された水バラストを航行中に排出することが困難であると認めて国土交通大臣が指定するものからの当該水バラストの排出に係る排出基準についての第一項の規定の適用については、同項第三号中「当該船舶の航行中に排出すること」とあるのは、「国土交通省令で定める方法により排出すること」とする。

(油が水温その他の自然的条件により滞留することによる汚染を特に防止する必要がある海域)

第一条の十一 法第五条の第三第三項の政令で定める海域は、南極海域及び北極海域とする。

(船内の日常生活に伴い生ずるふん尿等の排出の規制の対象となる船舶の総トン数又は搭載人員)

第二条 法第十条第二項第一号の政令で定める総トン数又は搭載人員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数又は最大搭載人員(最大搭載人員の定めのない船舶にあつては、これに相当する搭載人員。以下同じ。)とする。

一 国際航海に従事する船舶 四百トン又は十六人(南極海域にある船舶にあつては、四百トン又は十一人)

二 国際航海に従事しない船舶 百人(南極海域にある船舶にあつては、十一人)

(船内の日常生活に伴い生ずるふん尿等の種類及び排出基準)

第三条 法第十条第二項第一号の政令で定めるふん尿等は、別表第

するものからのビルジその他の油の排出に係る排出基準は、当該船舶の航行中に排出することとする。

4 第一項及び前項の排出基準に従つてするビルジその他の油の排出は、できる限り海岸から離れて行うよう努めなければならない。

5 公用に供する潜水船であつて、その構造上当該船舶の燃料油タンクに積載された水バラストを航行中に排出することが困難であると認めて国土交通大臣が指定するものからの当該水バラストの排出に係る排出基準についての第一項の規定の適用については、同項第三号中「当該船舶の航行中に排出すること」とあるのは、「国土交通省令で定める方法により排出すること」とする。

(油が水温その他の自然的条件により滞留することによる汚染を特に防止する必要がある海域)

第一条の十一 法第五条の第三第三項の政令で定める海域は、南極海域とする。

(船内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出の規制)

第二条 法第十条第二項第一号の政令で定める総トン数又は搭載人員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数又は最大搭載人員(最大搭載人員の定めのない船舶にあつては、これに相当する搭載人員。以下同じ。)とする。

一 国際航海に従事する船舶 四百トン又は十六人(南極海域にある船舶にあつては、四百トン又は十一人)

二 国際航海に従事しない船舶 百人(南極海域にある船舶にあつては、十一人)

第三条 法第十条第二項第一号の政令で定めるふん尿等は、別表第

二上欄に掲げるふん尿等とする。

2 法第十条第二項第一号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第二上欄に掲げる船舶及びふん尿等の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる排出海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げる排出方法によることとする。

3 前項の規定にかかわらず、公用に供する潜水船であつてその構造上当該船舶について同項の基準を適用することが困難であると認めて国土交通大臣が指定するものからのふん尿等については、海面下に排出することができる。

4 前二項の基準に従つてする排出は、できる限り、海岸から離れて少量ずつ行い、かつ、当該ふん尿等が速やかに海中において拡散するように必要な措置を講じて行うよう努めなければならない。

5 別表第二第二号の表第一号から第四号までの上欄に掲げるふん尿等を第二項の基準に従つて排出する場合においても、できる限り水の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域（同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同項の基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、氷棚、定着氷及び水の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域）から離れて行うよう努めなければならない。

（船内の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物の種類及び排出基準）

第四条 法第十条第二項第二号の政令で定める廃棄物は、食物くずとする。

2 法第十条第二項第二号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第三上欄に掲げる廃棄物の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる排出海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げる排出方法によることとする。

二上欄に掲げるふん尿等とする。

2 法第十条第二項第一号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第二上欄に掲げる船舶及びふん尿等の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、公用に供する潜水船であつてその構造上当該船舶について同項の基準を適用することが困難であると認めて国土交通大臣が指定するものからのふん尿等については、海面下に排出することができる。

4 前二項の基準に従つてする排出は、できる限り、海岸から離れて少量ずつ行い、かつ、当該ふん尿等が速やかに海中において拡散するように必要な措置を講じて行うよう努めなければならない。

5 別表第二第二号の表第一号から第四号までの上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合においても、できる限り水の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域（同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、氷棚、定着氷及び水の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域）から離れて行うよう努めなければならない。

第四条 法第十条第二項第二号の政令で定める廃棄物は、食物くずとする。

2 法第十条第二項第二号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第二の二上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

3 前条第四項の規定は、別表第三上欄に掲げる廃棄物の前項の基準に従つてする船舶からの排出について準用する。

4 前条第五項の規定は、別表第三上欄に掲げる廃棄物を南極海域（同表備考第二号に規定する海洋施設等周辺海域を除く。）又は北極海域（同表備考第三号に規定する北極海域をいう。）において第二項の基準に従つて排出する場合について準用する。この場合において、同条第五項中「海域（同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同項の基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、氷棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域）」とあるのは、「海域」と読み替えるものとする。

（船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の種類及び排出基準）  
第四条の二 法第十条第二項第三号の政令で定める船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。

- 一 ばら積みの貨物として輸送された物質であつて当該物質の取卸しが完了した後に貨物倉に残留するもの（国土交通省令で定める物質を含むものを除く。）
  - 二 貨物として輸送される動物であつてその輸送中に死亡したものの死体
  - 三 生鮮魚及びその一部（漁ろう活動に伴い生ずるものに限る。）
  - 四 汚水（その水質が国土交通省令で定める基準に適合しないものを除く。）
- 2 法第十条第二項第三号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第四上欄に掲げる廃棄物の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる排出海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げる排出方法によることとする。
- 3 前項の基準を異にする二以上の廃棄物が混合している場合にお

3 前条第四項の規定は、別表第二の二上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する基準に従つてする船舶からの排出について準用する。

4 前条第五項の規定は、別表第二の二上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準（南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）又は北極海域（同表備考第三号に規定する北極海域をいう。）に係るものに限る。）に従つて排出する場合について準用する。この場合において、同項中「海域（同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、氷棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域）」とあるのは、「海域」と読み替えるものとする。

（船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の排出の規制）  
第四条の二 法第十条第二項第三号の政令で定める船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。

- 一 ばら積みの貨物として輸送された物質であつて当該物質の取卸しが完了した後に貨物倉に残留するもの（国土交通省令で定める物質を含むものを除く。）
  - 二 貨物として輸送される動物であつてその輸送中に死亡したものの死体
  - 三 生鮮魚及びその一部（漁ろう活動に伴い生ずるものに限る。）
  - 四 汚水（その水質が国土交通省令で定める基準に適合しないものを除く。）
- 2 法第十条第二項第三号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第三上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

3 前項の規定による排出海域又は排出方法に関する基準を異にす

いては、当該二以上のそれぞれの廃棄物につき、これに係る同項の基準が適用されるものとする。

4 別表第四第一号、第二号、第五号及び第六号上欄に掲げる廃棄物の第二項の基準に従つてする排出は、当該廃棄物を少量ずつ排出し、かつ、当該廃棄物ができる限り速やかに海中において拡散するよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 別表第四上欄に掲げる廃棄物を第二項の基準に従つて排出する場合においても、水産動植物の生育に支障を及ぼすおそれがある場所を避けるよう努めなければならない。

6 第三条第五項の規定は、別表第四第一号及び第五号上欄に掲げる廃棄物を南極海域（同表備考第八号に規定する南極海域をいう。）又は北極海域（同表備考第九号に規定する北極海域をいう。）において第二項の基準に従つて排出する場合について準用する。この場合において、同条第五項中「海域（同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同項の基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、氷棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域）」とあるのは、「海域」と読み替えるものとする。

（海洋施設内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出基準）

第九条の六 法第十八条第二項第二号の排出海域及び排出方法に關し政令で定める基準は、次の各号に掲げる海洋施設の区分に応じ、同項第二号に規定する廃棄物を当該各号に定めるところにより排出することとする。

一 海底及びその下における鉱物資源の掘採のために設けられて  
いる海洋施設 全ての国の領海の基線（南極海域にあつては、

る二以上の廃棄物が混合している場合においては、当該二以上のそれぞれの廃棄物につき、これに係る同項の規定による基準が適用されるものとする。

4 別表第三第一号、第二号、第五号及び第六号上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に關する基準に従つてする排出は、当該廃棄物を少量ずつ排出し、かつ、当該廃棄物ができる限り速やかに海中において拡散するよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 別表第三上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排出海域に關する基準に従つて排出する場合においても、水産動植物の生育に支障を及ぼすおそれがある場所を避けるよう努めなければならない。

6 第三条第五項の規定は、別表第三第一号及び第五号上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排出海域に關する基準（南極海域又は北極海域に係るものに限る。）に従つて排出する場合について準用する。この場合において、同項中「海域（同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に關する基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、氷棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域）」とあるのは、「海域」と読み替えるものとする。

（海洋施設内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出海域等に関する基準）

第九条の六 法第十八条第二項第二号の排出海域及び排出方法に關し政令で定める基準は、別表第四上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

（新設）

一 別表第一イ ディーゼル機関であ	放出海域	一 キロワット時当たり
	用途	
	原動機の種類、能力及び 係る放出基準	窒素酸化物の放出量に 係る放出基準

領海の基線)からその外側十二海里の線を超える海域において、粉砕式排出方法(国土交通省令で定める技術上の基準に適合する粉砕装置で処理して排出する方法をいう。次号及び別表第三において同じ。)により排出すること。

二 前号に掲げる海洋施設以外の海洋施設 南極海域以外の海域のうち本邦の領海の基線からその外側三海里以遠十二海里以内の海域及び南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域において粉砕式排出方法により排出すること並びに南極海域以外の海域のうち本邦の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域において排出すること。

2| 鳥網に属する種の個体(その個体の一部を含むものとし、その加工品を除く。別表第三において同じ。)を含む食物くずを排出する場合における法第十八条第二項第二号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、前項に定めるもののほか、南極海域においては国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出することとする。

3| 前二項の基準に従つてする海洋施設からの食物くずの排出は、できる限り少量ずつ行うよう努めなければならない。

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)  
 第十一条の七 法第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、次の表上欄に掲げる放出海域の区分並びに同表中欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

一 別表第一イ ディーゼル機関であ	放出海域	一 キロワット時当たり
	用途	
	原動機の種類、能力及び 係る放出基準	窒素酸化物の放出量に 係る放出基準

(新設)

2| 別表第四上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する基準に従つてする海洋施設からの排出は、できる限り少量ずつ行うよう努めなければならない。

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)  
 第十一条の七 法第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、次の表上欄に掲げる放出海域の区分並びに同表中欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。



<p>の五に掲げるバルティック海海域、別表第三、備考第六号イからハマでに掲げる海域並びに別表第五に掲げる北米排出規制海域及び米国カリブ海排布規制海域</p>	<p>つて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転未満のもの（法第十九条の四第一項第二号又は第三号に掲げる原動機（以下この表において「特定用途原動機」という。）に該当するもの及び特定用途原動機以外の原動機で原動機の設置に相当の制約を伴うものとして国土交通省令で定める船舶に設置されるもの（以下この号において「特定船舶設置原動機」という。）に該当するものを除く。）</p>	<p>の窒素酸化物の放出量（単位は、グラムとする。以下同じ。）の値が三・四以下であること。</p>
<p>ロ ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転未満のもの（特定船舶設置原動機に該当するものに限る。）</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が十四・四以下であること。</p>	

<p>の五に掲げるバルティック海海域、別表第二、備考第六号イからハマでに掲げる海域並びに別表第五に掲げる北米海域及び米国カリブ海海域</p>	<p>つて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転未満のもの（法第十九条の四第一項第二号又は第三号に掲げる原動機（以下この表において「特定用途原動機」という。）に該当するもの及び特定用途原動機以外の原動機で原動機の設置に相当の制約を伴うものとして国土交通省令で定める船舶に設置されるもの（以下この号において「特定船舶設置原動機」という。）に該当するものを除く。）</p>	<p>の窒素酸化物の放出量（単位は、グラムとする。以下同じ。）の値が三・四以下であること。</p>
<p>ロ ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転未満のもの（特定船舶設置原動機に該当するものに限る。）</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が十四・四以下であること。</p>	

<p>ハ デイゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転以上二千回転未満のもの（特定用途原動機に該当するもの及び特定船舶設置原動機に該当するものを除く。）</p>	<p>ニ デイゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転以上二千回転未満のもの（特定船舶設置原動機に該当するものに限る。）</p>	<p>ホ デイゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分二千回転以上のもの（特定用途原動機に該当するもの及び特定船舶設置原動機に該当するものを除く。）</p>
<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が九を当該原動機の毎分の定格回転数の値を〇・二乗して得た値で除して得た値以下であること。</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が四十四を当該原動機の毎分の定格回転数の値を〇・二三乗して得た値で除して得た値以下であること。</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が二・〇以下であること。</p>

<p>ハ デイゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転以上二千回転未満のもの（特定用途原動機に該当するもの及び特定船舶設置原動機に該当するものを除く。）</p>	<p>ニ デイゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転以上二千回転未満のもの（特定船舶設置原動機に該当するものに限る。）</p>	<p>ホ デイゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分二千回転以上のもの（特定用途原動機に該当するもの及び特定船舶設置原動機に該当するものを除く。）</p>
<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が九を当該原動機の毎分の定格回転数の値を〇・二乗して得た値で除して得た値以下であること。</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が四十四を当該原動機の毎分の定格回転数の値を〇・二三乗して得た値で除して得た値以下であること。</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が二・〇以下であること。</p>

	<p>二 前号に掲げる海域以外の海域</p>	
<p>ヘ ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分二千回転以上のもの（特定船舶設置原動機に該当するものに限る。）</p>	<p>ト イからへまでに掲げるもの以外の原動機</p>	<p>イ ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転未満のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）</p>
<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が七・七以下であること。</p>	<p>窒素酸化物の放出量は、限定しない。</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が十四・四以下であること。</p>
<p>ロ ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転以上二千回転未満のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が四十四を当該原動機の毎分の定格回転数の値を〇・二三乗して得た値で除して得た値以下であること。</p>	

	<p>二 前号に掲げる海域以外の海域</p>	
<p>ヘ ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分二千回転以上のもの（特定船舶設置原動機に該当するものに限る。）</p>	<p>ト イからへまでに掲げるもの以外の原動機</p>	<p>イ ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転未満のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）</p>
<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が七・七以下であること。</p>	<p>窒素酸化物の放出量は、限定しない。</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が十四・四以下であること。</p>
<p>ロ ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転以上二千回転未満のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が四十四を当該原動機の毎分の定格回転数の値を〇・二三乗して得た値で除して得た値以下であること。</p>	

		備考 一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、国土交通省令で定める。
ハ	ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分二千回転以上のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が七・七以下であること。
ニ	イからハまでに掲げるもの以外の原動機	窒素酸化物の放出量は、限定しない。

海域	一 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第三備考第六号イからハまでに掲げる海域並びに別表第五に掲げる北米排出規制海域、米国カリブ海排出規制海域及び地中海排出規制海域	基準 硫黄分の濃度が質量百分率〇・一パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこと。
----	--	--

		備考 一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、国土交通省令で定める。
ハ	ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分二千回転以上のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が七・七以下であること。
ニ	イからハまでに掲げるもの以外の原動機	窒素酸化物の放出量は、限定しない。

海域	一 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第二の二備考第六号イからハまでに掲げる海域並びに別表第五に掲げる北米海域及び米国カリブ海海域	基準 硫黄分の濃度が質量百分率〇・一パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこと。
----	--	--

（燃料油の品質の基準等）  
 第十一条の十 法第十九条の二十一第一項の政令で定める海域は、次の表の上欄に掲げる海域とし、同項の政令で定める基準は、当該海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

（燃料油の品質の基準等）  
 第十一条の十 法第十九条の二十一第一項の政令で定める海域は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該海域ごとにそれぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

二 前号に掲げる海域以外の海域	硫黄分の濃度が質量百分率〇・五パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこと。
-----------------	--

別表第一の五（第一条の九、第一条の十、第十一条の七、第十一条の十関係）

海域名	海域の範囲
地中海海域	北緯四十一度の緯度線を地中海と黒海の境界線とし、ジブラルタル海峡における西経五度三十六分の子午線を西端とする地中海（湾を含む。）の海域
バルティック海	ボスニア湾、フィンランド湾及びスカゲラック海峡のスカウを通る北緯五十七度四十四・八分の緯度線を境界線とするバルティック海への入口の海域を含むバルティック海の海域
黒海海域	北緯四十一度の緯度線を地中海と黒海の境界線とする黒海の海域
南極海域	南緯六十度以南の海域
北西ヨーロッパ海域	北緯四十八度二十七分西経六度二十五分の点から陸岸まで九十度に引いた線、同点、北緯四十九度五十二分西経七度四十四分の点、北緯五十度三十分西経十二度の点、北緯五十六

二 前号に掲げる海域以外の海域	硫黄分の濃度が質量百分率〇・五パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこと。
-----------------	--

別表第一の五（第一条の九、第一条の十、第十一条の七、第十一条の十関係）

海域名	海域の範囲
地中海海域	北緯四十一度の緯度線を地中海と黒海の境界線とし、ジブラルタル海峡における西経五度三十六分の子午線を西端とする地中海（湾を含む。）の海域
バルティック海	ボスニア湾、フィンランド湾及びスカゲラック海峡のスカウを通る北緯五十七度四十四・八分の緯度線を境界線とするバルティック海への入口の海域を含むバルティック海の海域
黒海海域	北緯四十一度の緯度線を地中海と黒海の境界線とする黒海の海域
南極海域	南緯六十度以南の海域
北西ヨーロッパ海域	北緯四十八度二十七分西経六度二十五分の点から陸岸まで九〇度に引いた線、同点、北緯四十九度五十二分西経七度四十四分の点、北緯五十度三十分西経十二度の点、北緯五十六

	ガルフ海域	南アフリカ南部海域	北極海域
<p>度三十分西経十二度の点及び北緯六十二度西経三度の点を順次結んだ線、同点から陸岸まで九十度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海域のうちバルティック海海域以外の海域</p>	<p>北緯二十二度三十分東経五十九度四十八分の点と北緯二十五度四分東経六十一度二十五分の点を結んだ線以西の海域</p>	<p>南緯三十一度十四分東経十七度五十分の点、南緯三十一度三十分東経十七度十二分の点、南緯三十二度東経十七度六分の点、南緯三十二度三十分東経十六度五十二分の点、南緯三十四度六分東経十七度二十四分の点、南緯三十六度五十八分東経二十度五十四分の点、南緯三十六度東経二十二度三十分の点、南緯三十五度十四分東経二十二度五十四分の点、南緯三十四度三十分東経二十六度の点、南緯三十三度四十八分東経二十七度二十五分の点及び南緯三十三度二十七分東経二十七度十二分の点を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域</p>	<p>北緯五十八度西経四十二度の点、北緯六十四度三十七分西経三十五度二十七分の点、北緯六十七度三・九分西経二十六度三十三・四分の点、北緯七十度四十九・五六分西経八度五十九・六一分の点、北緯七十三度三十一・六分東経十九度一分の点及び北緯六十八度三十八・二九分東経四十三度二十三・〇八分の点</p>

	ガルフ海域	南アフリカ南部海域	北極海域
<p>度三十分西経十二度の点及び北緯六十二度西経三度の点を順次結んだ線、同点から陸岸まで九〇度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海域のうちバルティック海海域以外の海域</p>	<p>北緯二十二度三十分東経五十九度四十八分の点と北緯二十五度四分東経六十一度二十五分の点を結んだ線以西の海域</p>	<p>南緯三十一度十四分東経十七度五十分の点、南緯三十一度三十分東経十七度十二分の点、南緯三十二度東経十七度六分の点、南緯三十二度三十分東経十六度五十二分の点、南緯三十四度六分東経十七度二十四分の点、南緯三十六度五十八分東経二十度五十四分の点、南緯三十六度東経二十二度三十分の点、南緯三十五度十四分東経二十二度五十四分の点、南緯三十四度三十分東経二十六度の点、南緯三十三度四十八分東経二十七度二十五分の点及び南緯三十三度二十七分東経二十七度十二分の点を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域</p>	<p>北緯五十八度西経四十二度の点、北緯六十四度三十七分西経三十五度二十七分の点、北緯六十七度三・九分西経二十六度三十三・四分の点、北緯七十度四十九・五六分西経八度五十九・六一分の点、北緯七十三度三十一・六分東経十九度一分の点及び北緯六十八度三十八・二九分東経四十三度二十三・〇八分の点</p>

一 国際航海に従事する船舶（総トン数四百トン以上の船舶）	船舶及びふん尿等の区分	全ての国の領海の基線からその	排出海域	イ 海面下に排出すること。ただし	排出方法	紅海海域	
を順次結んだ線、イリピルスコエの陸岸の北緯六十度の点からエトリン海峡を通る陸岸まで九十度に引いた線、ハドソン湾西岸の北緯六十度の点と北緯六十度西経五十六度三十七・一分の点を結んだ線、同点及び北緯五十八度西経四十二度の点を結んだ線並びに北緯六十度以北の陸岸により囲まれた海域 スエズ湾及びアカバ湾を含む北緯十二度二十八・五分東経四十三度十九・六分の点及び北緯十二度四十四・四分東経四十三度三十二・二分の点を結んだ線（アデン湾海域の項において「紅海・アデン湾境界線」という。）を南端とする紅海の海域 アデン湾海域 紅海とアラビア海との間にあるアデン湾のうち、紅海・アデン湾境界線以東であつて、かつ、北緯十一度五十分東経五十一度十六・九分の点及び北緯十五度三十五分東経五十二度十三・八分の点を結んだ線以西の海域							

別表第二（第三条関係）

一 南極海域及び北極海域以外における排出

一 国際航海に従事する船舶（総トン数四百トン以上の船舶）	船舶及びふん尿等の区分	全ての国の領海の基線からその	排出海域に関する基準	イ 海面下に排出すること。ただし	排出方法に関する基準	（新設）	（新設）
を順次結んだ線、イリピルスコエの陸岸の北緯六十度の点からエトリン海峡を通る陸岸まで九十度に引いた線、ハドソン湾西岸の北緯六十度の点と北緯六十度西経五十六度三十七・一分の点を結んだ線、同点及び北緯五十八度西経四十二度の点を結んだ線並びに北緯六十度以北の陸岸により囲まれた海域 （新設）							

別表第二（第三条関係）

一 南極海域及び北極海域以外における排出

<p>二 国際航海に従事する船舶（旅客船を除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等</p>	<p>上又は最大搭載人員十六人以上のものに限る。次号から第四号まで及び第五号の表第一号から第五号までにおいて同じ。）（旅客船（旅客定員十三人以上の船舶をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）を除く。）から排出されるふん尿又は船舶内にある診療室その他の医療が行われる設備内において生ずる汚水（以下単に「汚水」という。）であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置（次号から第四号まで並びに同表第一号、第二号、第四号及び第五号において「ふん尿等排出防止装置」という。）により処理されていないもの</p>
<p>を越える海域</p>	<p>外側十二海里の線を越える海域</p>
<p>と。</p>	<p>し、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。  ロ 当該船舶の航行中（対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に排出すること</p>
<p>二 国際航海に従事する船舶（旅客船を除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等</p>	<p>上又は最大搭載人員十六人以上のものに限る。次号から第四号まで及び第五号の表第一号から第五号までにおいて同じ。）（旅客船（旅客定員十三人以上の船舶をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）を除く。）から排出されるふん尿又は船舶内にある診療室その他の医療が行われる設備内において生ずる汚水（以下単に「汚水」という。）であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置（次号から第四号まで並びに同表第一号、第二号、第四号及び第五号において「ふん尿等排出防止装置」という。）により処理されていないもの</p>
<p>を越える海域</p>	<p>外側十二海里の線を越える海域</p>
<p>と。</p>	<p>し、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。  ロ 当該船舶の航行中（対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に排出すること</p>



<p>排出防止装置により処理されたもの（ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理されたものを除く。）</p>	<p>三 国際航海に従事する船舶（旅客船に限る。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されていないもの</p>	<p>四 国際航海に従事する船舶（旅客船に限る。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されたもの（ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理されたものを除く。）</p>	<p>五 国際航海に従事しない船舶（最大搭載人員百人以上のものに限る。）から排出されるふん尿であ</p>
	<p>全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域（バルティック海海を除外。）</p>	<p>全ての国の領海の基線からその外側三海里の線を超える海域（バルティック海を除外。）</p>	<p>特定沿岸海域</p>
<p>第一号下欄イ及びロに掲げる排出方法により排出すること。</p>	<p>第一号下欄イ及びロに掲げる排出方法により排出すること。</p>	<p>第一号下欄イ及びロに掲げる排出方法により排出すること。</p>	<p>イ 粉碎して排出すること。 ロ 海面下に排出すること。ただし</p>

<p>排出防止装置により処理されたもの（ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理されたものを除く。）</p>	<p>三 国際航海に従事する船舶（旅客船に限る。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されていないもの</p>	<p>四 国際航海に従事する船舶（旅客船に限る。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されたもの（ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理されたものを除く。）</p>	<p>五 国際航海に従事しない船舶（最大搭載人員百人以上のものに限る。）から排出されるふん尿であ</p>
	<p>全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域（バルティック海を除外。）</p>	<p>全ての国の領海の基線からその外側三海里の線を超える海域（バルティック海を除外。）</p>	<p>特定沿岸海域</p>
<p>第一号下欄イ及びロに掲げる排出方法により排出すること。</p>	<p>第一号下欄イ及びロに掲げる排出方法により排出すること。</p>	<p>第一号下欄イ及びロに掲げる排出方法により排出すること。</p>	<p>イ 粉碎して排出すること。 ロ 海面下に排出すること。ただし</p>

分 船舶及びふん尿等の区 一 国際航海に従事する船舶（第四号及び第五号に掲げるものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置によ	排出海域 南極海域のうち領海の基線及び定着氷からその外側十二海里の線を超える海域並びに北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷	排出方法 イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りで	つて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置により処理されていらないもの
			二 南極海域及び北極海域における排出

分 船舶及びふん尿等の区 一 国際航海に従事する船舶（第四号及び第五号に掲げるものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置によ	排出海域に関する基準 南極海域のうち領海の基線及び定着氷からその外側十二海里の線を超える海域並びに北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷	排出方法に関する基準 イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りで	つて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置により処理されていらないもの
			二 南極海域及び北極海域における排出

<p>三 国際航海に従事する船舶（次号及び第五号に掲げるものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、前二号に</p>	<p>二 国際航海に従事する船舶（第四号及び第五号に掲げるものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されたもの（ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理されたものを除く。）</p>	<p>り処理されていないもの</p>
<p>南極海域及び北極海域</p>	<p>南極海域のうち領海の基線及び定着氷からその外側三海里の線を超える海域、氷棚及び定着氷からその外側三海里の線を超える海域</p>	<p>からその外側十二海里の線を超える海域</p>
<p>排出方法は、限定しない。</p>	<p>前号下欄イ及びロに掲げる排出方法により排出すること。</p>	<p>ない。 ロ 当該船舶の航行中（対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に排出すること</p>

<p>三 国際航海に従事する船舶（次号及び第五号に掲げるものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、前二号に</p>	<p>二 国際航海に従事する船舶（第四号及び第五号に掲げるものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されたもの（ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理されたものを除く。）</p>	<p>り処理されていないもの</p>
<p>南極海域及び北極海域</p>	<p>南極海域のうち領海の基線及び定着氷からその外側三海里の線を超える海域、氷棚及び定着氷からその外側三海里の線を超える海域</p>	<p>からその外側十二海里の線を超える海域</p>
<p>排出方法は、限定しない。</p>	<p>前号下欄イ及びロに掲げる排出方法により排出すること。</p>	<p>ない。 ロ 当該船舶の航行中（対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に排出すること</p>

<p>六 前各号に掲げる船舶以外の船舶（最大搭載人員十一人未満</p>	<p>五 国際航海に従事する船舶のうち南極海域又は北極海域において長期間の航行の用に供するものとして国土交通省令で定める船舶から排出されるふん尿又は汚水</p>	<p>四 国際航海に従事する船舶（次号に掲げるものを除く。）のうちふん尿又は汚水の排出につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして国土交通省令で定める船舶から排出されるふん尿又は汚水</p>	<p>掲げるもの以外のもの</p>
<p>南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超え</p>	<p>南極海域及び北極海域</p>	<p>南極海域及び北極海域</p>	
<p>排出方法は、限定しない。</p>	<p>国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けて、ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理して排出すること。</p>	<p>ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理して排出すること。</p>	

<p>六 前各号に掲げる船舶以外の船舶（最大搭載人員十一人未満</p>	<p>五 国際航海に従事する船舶のうち南極海域又は北極海域において長期間の航行の用に供するものとして国土交通省令で定める船舶から排出されるふん尿又は汚水</p>	<p>四 国際航海に従事する船舶（次号に掲げるものを除く。）のうちふん尿又は汚水の排出につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして国土交通省令で定める船舶から排出されるふん尿又は汚水</p>	<p>掲げるもの以外のもの</p>
<p>南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超え</p>	<p>南極海域及び北極海域</p>	<p>南極海域及び北極海域</p>	
<p>排出方法は、限定しない。</p>	<p>国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けて、ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理して排出すること。</p>	<p>ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理して排出すること。</p>	

ものを除く。)から排出されるふん尿又は汚水であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置により処理されていないもの

る海域

備考

- 一 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。
- 二 この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる北極海域をいう。
- 三 この表において「バルティック海海域」とは、別表第一の五に掲げるバルティック海海域をいう。
- 四 この表において「特定沿岸海域」とは、次に掲げる海域をいう。
  - イ 港則法に基づく港の区域
  - ロ 海図に記載されている海岸の低潮線（港則法に基づく港にあつては、その境界）から一万メートル以内の海域
  - ハ 愛知県伊良湖岬灯台から三重県大王埼灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
  - ニ 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島灯台を経て蒲生田岬灯台まで引いた線、山口県網代鼻から福岡県八幡岬まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関埼灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

ものを除く。)から排出されるふん尿又は汚水であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置により処理されていないもの

る海域

備考

- 一 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。
- 二 この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる北極海域をいう。
- 三 この表において「バルティック海海域」とは、別表第一の五に掲げるバルティック海海域をいう。
- 四 この表において「特定沿岸海域」とは、次に掲げる海域をいう。
  - イ 港則法に基づく港の区域
  - ロ 海図に記載されている海岸の低潮線（港則法に基づく港にあつては、その境界）から一万メートル以内の海域
  - ハ 愛知県伊良湖岬灯台から三重県大王埼灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
  - ニ 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島灯台を経て蒲生田岬灯台まで引いた線、山口県網代鼻から福岡県八幡岬まで引いた線、愛媛県佐田岬灯台から大分県関埼灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域

別表第三（第四条、第九条の六、第十一条の七、第十一条の十関係）

廃棄物の区分	排出海域	排出方法
<p>一 食物くず（次号上欄に掲げるものを除く。）</p>	<p>南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）のうち領海の基線及び定着氷からその外側十海里以遠の海域</p>	<p>イ 粉碎式排出方法により排出すること。</p> <p>ロ 国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出すること。</p> <p>ハ 当該船舶の航行中に排出すること。</p> <p>ニ 氷上に排出しないこと。</p>
北極海域のうち全ての国の領	イ	粉碎式排出

別表第二の二（第四条、第十一条の七、第十一条の十関係）

廃棄物の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
<p>一 食物くず（次号上欄に掲げるものを除く。）</p>	<p>南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）のうち領海の基線及び定着氷からその外側十海里以遠の海域</p>	<p>イ 国土交通省令で定める技術上の基準に適合する粉碎装置で処理して排出すること（以下「粉碎式排出方法」という。）</p> <p>ロ 国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出すること。</p> <p>ハ 当該船舶の航行中に排出すること。</p> <p>ニ 氷上に排出しないこと。</p>
北極海域のうち全ての国の領	イ	粉碎式排出

<p>海の基線、氷棚及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域</p>	<p>甲海域並びにバルティック海、地中海、北海海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域及び紅海海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域</p>	<p>海洋施設等周辺海域（南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。）</p>	<p>海洋施設等周辺海域（南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある</p>
<p>方法により排出すること。 ロ 当該船舶の航行中に排出すること。 ハ 氷上に排出しないこと。</p>	<p>イ 粉碎式排出方法により排出すること。 ロ 当該船舶の航行中に排出すること。</p>	<p>イ 粉碎式排出方法により排出すること。 ロ 国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出すること。</p>	<p>粉碎式排出方法により排出すること。</p>

<p>海の基線、氷棚及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域</p>	<p>甲海域並びにバルティック海、地中海、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域</p>	<p>海洋施設等周辺海域（南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。）</p>	<p>海洋施設等周辺海域（南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある</p>
<p>方法により排出すること。 ロ 当該船舶の航行中に排出すること。 ハ 氷上に排出しないこと。</p>	<p>イ 粉碎式排出方法により排出すること。 ロ 当該船舶の航行中に排出すること。</p>	<p>イ 粉碎式排出方法により排出すること。 ロ 国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出すること。</p>	<p>粉碎式排出方法により排出すること。</p>

	二 食物くずであつて、鳥綱に属する種の個体を含まないもの	乙海域	る船舶又は海洋施設に係るものに限る。)	南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）のうち領海の基線及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域並びに北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域	甲海域並びにバルティック海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域及び紅海海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域	海洋施設等周辺海域（南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域又は南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋
当該船舶の航行中に排出すること。	イ 粉碎式排出方法により排出すること。 ロ 当該船舶の航行中に排出すること。 ハ 氷上に排出しないこと。	イ 粉碎式排出方法により排出すること。 ロ 当該船舶の航行中に排出すること。	粉碎式排出方法により排出すること。			

	二 食物くず（鳥綱に属する種の個体（その個体の一部を含むものとし、その加工品を除く。別表第四第二号において同じ。）を含まないものに限る。）	乙海域	る船舶又は海洋施設に係るものに限る。)	南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）のうち領海の基線及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域並びに北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域	甲海域並びにバルティック海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域	海洋施設等周辺海域（南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域又は南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋
当該船舶の航行中に排出すること。	イ 粉碎式排出方法により排出すること。 ロ 当該船舶の航行中に排出すること。 ハ 氷上に排出しないこと。	イ 粉碎式排出方法により排出すること。 ロ 当該船舶の航行中に排出すること。	粉碎式排出方法により排出すること。			



	施設に係るものに限る。）	
乙海域		当該船舶の航行中に排出すること。

備考

- 一 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。
- 二 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶又は当該鉱物資源の掘採のために設けられている海洋施設の周辺五百メートル以内の海域をいう。
- 三 この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる北極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 四 この表において「甲海域」とは、全ての国の領海の基線からその外側三海里以遠の海域（乙海域、バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域、紅海海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 五 この表において「バルティック海海域」とは、別表第一の五に掲げるバルティック海海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 六 この表において「北海海域」とは、次に掲げる海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
  - イ 北緯六十二度の緯度線を北端とし、西経四度の子午線を西端とする北海の海域

	施設に係るものに限る。）	
乙海域		当該船舶の航行中に排出すること。

備考

- 一 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。
- 二 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶又は当該鉱物資源の掘採のために設けられている海洋施設の周辺五百メートル以内の海域をいう。
- 三 この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる北極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 四 この表において「甲海域」とは、全ての国の領海の基線からその外側三海里以遠の海域（乙海域、バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 五 この表において「バルティック海海域」とは、別表第一の五に掲げるバルティック海海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 六 この表において「北海海域」とは、次に掲げる海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
  - イ 北緯六十二度の緯度線を北端とし、西経四度の子午線を西端とする北海の海域

- ロ スカウを通る北緯五十七度四十四・八分の緯度線をバルティック海海域との境界線とするスカゲラック海峡の海域
- ハ 北緯四十八度三十分の緯度線を南端とし、西経五度の子午線を西端とする英国海峡への入口の海域を含む英国海峡の海域
- 七 この表において「ガルフ海域」とは、別表第一の五に掲げるガルフ海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 八 この表において「地中海海域」とは、別表第一の五に掲げる地中海海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 九 この表において「拡大カリブ海域」とは、北緯三十度西経七十七度三十分の点から陸岸まで二百七十度に引いた線、同点、北緯二十度西経五十九度の点、北緯七度二十分西経五十度の点及びフランス領ギアナの陸岸の東端を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 十 この表において「紅海海域」とは、別表第一の五に掲げる紅海海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 十一 この表において「乙海域」とは、全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域、紅海海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。

別表第四（第四条の二関係）

一 第四条の二 第一項第一号	バルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域	イ 最小限度にとどめて排出
廃棄物	排出海域	排出方法

- ロ スカウを通る北緯五十七度四十四・八分の緯度線をバルティック海海域との境界線とするスカゲラック海峡の海域
- ハ 北緯四十八度三十分の緯度線を南端とし、西経五度の子午線を西端とする英国海峡への入口の海域を含む英国海峡の海域
- 七 この表において「ガルフ海域」とは、別表第一の五に掲げるガルフ海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 八 この表において「地中海海域」とは、別表第一の五に掲げる地中海海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 九 この表において「拡大カリブ海域」とは、北緯三十度西経七十七度三十分の点から陸岸まで二七〇度に引いた線、同点、北緯二十度西経五十九度の点、北緯七度二十分西経五十度の点及びフランス領ギアナの陸岸の東端を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- （新設）
- 十 この表において「乙海域」とは、全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。

別表第三（第四条の二関係）

一 第四条の二 第一項第一号	バルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域	イ 最小限度にとどめて排出
廃棄物	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準

<p>三 第四条の二 第一項第二号 に掲げる廃棄 物</p>	<p>二 第四条の二 第一項第一号 に掲げる廃棄 物（前号上欄 に掲げるもの を除く。）</p>	<p>に掲げる廃棄 物のうち特定 船舶から排出 されるもの</p>
<p>全ての国の領海の基線からそ の外側百海里以遠の海域（バ ルティック海海域、北海海域 、南極海域、ガルフ海域、地 中海海域、拡大カリブ海域、 北極海域、紅海海域及び海洋 施設等周辺海域を除く。）</p>	<p>全ての国の領海の基線からそ の外側十二海里以遠の海域（ バルティック海海域、北海海 域、南極海域、ガルフ海域、 地中海海域、拡大カリブ海域 、北極海域、紅海海域、海洋 施設等周辺海域及び指定海域 を除く。）</p>	<p>、拡大カリブ海域及び紅海海 域のうち全ての国の領海の基 線からその外側十二海里以遠 の海域、南極海域のうち領海 の基線及び定着氷からその外 側十二海里以遠の海域並びに 北極海域のうち全ての国の領 海の基線、氷棚及び定着氷か らその外側十二海里以遠の海 域</p>
<p>イ できる限り 速やかに海底 に沈降するよ う必要な措置 を講じて排出 すること。 ロ 当該船舶の 航行中に排出 すること。</p>	<p>イ できる限り 速やかに海底 に沈降するよ う必要な措置 を講じて排出 すること。 ロ 当該船舶の 航行中に排出 すること。</p>	<p>ロ 当該船舶の 航行中に排出 すること。</p>

<p>三 第四条の二 第一項第二号 に掲げる廃棄 物</p>	<p>二 第四条の二 第一項第一号 に掲げる廃棄 物（前号上欄 に掲げるもの を除く。）</p>	<p>に掲げる廃棄 物のうち特定 船舶から排出 されるもの</p>
<p>全ての国の領海の基線からそ の外側百海里以遠の海域（バ ルティック海海域、北海海域 、南極海域、ガルフ海域、地 中海海域、拡大カリブ海域、 北極海域及び海洋施設等周辺 海域を除く。）</p>	<p>全ての国の領海の基線からそ の外側十二海里以遠の海域（ バルティック海海域、北海海 域、南極海域、ガルフ海域、 地中海海域、拡大カリブ海域 、北極海域、海洋施設等周辺 海域及び指定海域を除く。）</p>	<p>及び拡大カリブ海域のうち全 ての国の領海の基線からその 外側十二海里以遠の海域、南 極海域のうち領海の基線及び 定着氷からその外側十二海里 以遠の海域並びに北極海域の うち全ての国の領海の基線、 氷棚及び定着氷からその外側 十二海里以遠の海域</p>
<p>イ できる限り 速やかに海底 に沈降するよ う必要な措置 を講じて排出 すること。 ロ 当該船舶の 航行中に排出 すること。</p>	<p>イ できる限り 速やかに海底 に沈降するよ う必要な措置 を講じて排出 すること。 ロ 当該船舶の 航行中に排出 すること。</p>	<p>ロ 当該船舶の 航行中に排出 すること。</p>



物のうち船体の外側の洗浄水	八 第四条の二第一項第四号に掲げる廃棄物（前三号上欄に掲げるものを除く。）	全ての海域（指定海域を除く）	排出方法は、限定しない。
---------------	---------------------------------------	----------------	--------------

備考

- 一 この表において「特定船舶」とは、陸地にある施設の故障その他やむを得ない事由によつて第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物を陸地にある施設において処理することができないために当該廃棄物をバルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海
- 二 この表において「バルティック海海域」とは、別表第三備考第五号に規定するバルティック海海域をいう。
- 三 この表において「北海海域」とは、別表第三備考第六号に規定する北海海域をいう。
- 四 この表において「ガルフ海域」とは、別表第三備考第七号に規定するガルフ海域をいう。
- 五 この表において「地中海海域」とは、別表第三備考第八号に規定する地中海海域をいう。
- 六 この表において「拡大カリブ海域」とは、別表第三備考第九号に規定する拡大カリブ海域をいう。
- 七 この表において「紅海海域」とは、別表第三備考第十号に

物のうち船体の外側の洗浄水	八 第四条の二第一項第四号に掲げる廃棄物（前三号上欄に掲げるものを除く。）	全ての海域（指定海域を除く）	排出方法は、限定しない。
---------------	---------------------------------------	----------------	--------------

備考

- 一 この表において「特定船舶」とは、陸地にある施設の故障その他やむを得ない事由によつて第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物を陸地にある施設において処理することができないために当該廃棄物をバルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域又は北極海
- 二 この表において「バルティック海海域」とは、別表第二の二備考第五号に規定するバルティック海海域をいう。
- 三 この表において「北海海域」とは、別表第二の二備考第六号に規定する北海海域をいう。
- 四 この表において「ガルフ海域」とは、別表第二の二備考第七号に規定するガルフ海域をいう。
- 五 この表において「地中海海域」とは、別表第二の二備考第八号に規定する地中海海域をいう。
- 六 この表において「拡大カリブ海域」とは、別表第二の二備考第九号に規定する拡大カリブ海域をいう。
- （新設）

- 規定する紅海海域をいう。
- 八 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 九 この表において「北極海域」とは、別表第三備考第三号に規定する北極海域をいう。
- 十 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、別表第三備考第二号に規定する海洋施設等周辺海域をいう。
- 十一 この表において「指定海域」とは、本邦の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域をいう。
- 十二 この表において「特定沿岸海域」とは、別表第二備考第四号に規定する特定沿岸海域をいう。

(削除)

- 七 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 八 この表において「北極海域」とは、別表第二の二備考第三号に規定する北極海域をいう。
- 九 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、別表第二の二備考第二号に規定する海洋施設等周辺海域をいう。
- 十 この表において「指定海域」とは、本邦の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域をいう。
- 十一 この表において「特定沿岸海域」とは、別表第二備考第四号に規定する特定沿岸海域をいう。

別表第四（第九条の六関係）

<p>廃棄物の区分</p>	<p>排出海域に関する基準</p>	<p>排出方法に関する基準</p>
<p>一 食物くず（次号上欄に掲げるものを除く。）</p>	<p>南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域</p>	<p>イ 粉碎式排出方法により排出すること。 ロ 国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出すること。</p>

	<p>二 食物くず（鳥綱に属する種の個体を含まないものに限る。）</p>
<p>甲海域並びにバルティック海、地中海海域、北大西洋海域、地中海海域、拡大カリブ海、及び北極海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域、南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域並びに海洋施設等周辺海域（南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。）</p>	<p>乙海域 甲海域並びにバルティック海、地中海海域、北大西洋海域、地中海海域、拡大カリブ海、及び北極海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域、南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域並びに海洋施設等周辺海域（南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。）</p>
<p>粉砕式排出方法により排出すること。</p>	<p>排出方法は、限定しない。 粉砕式排出方法により排出すること。</p>

海域名	
海域の範囲	

別表第五（第十一条の七、第十一条の十関係）

海域名	
海域の範囲	

別表第五（第十一条の七、第十一条の十関係）

乙海域	
	排出方法は、限定しない。

備考

- 一 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。
- 二 この表において「甲海域」とは、別表第二の二備考第四号に規定する甲海域をいう。
- 三 この表において「バルティック海海域」とは、別表第二の二備考第五号に規定するバルティック海海域をいう。
- 四 この表において「北海海域」とは、別表第二の二備考第六号に規定する北海海域をいう。
- 五 この表において「ガルフ海域」とは、別表第二の二備考第七号に規定するガルフ海域をいう。
- 六 この表において「地中海海域」とは、別表第二の二備考第八号に規定する地中海海域をいう。
- 七 この表において「拡大カリブ海域」とは、別表第二の二備考第九号に規定する拡大カリブ海域をいう。
- 八 この表において「北極海域」とは、別表第二の二備考第三号に規定する北極海域をいう。
- 九 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、別表第二の二備考第二号に規定する海洋施設等周辺海域をいう。
- 十 この表において「乙海域」とは、別表第二の二備考第十号に規定する乙海域をいう。





○ 排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令（平成八年政令第二百号）（抄）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案

<p>（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の適用関係）</p> <p>第三条 特定外国船舶からの廃棄物の排出についての法第十条第二項第三号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）第四条の二第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる廃棄物の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる排出海域ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる排出方法によることとする。</p>		<p>一 令別表第四第二号上欄に掲げる廃棄物</p>	<p>排出海域</p>	<p>排出方法</p>
		<p>二 令別表第四第三号上欄に掲げる廃棄物</p>	<p>全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域のうち令別表第三に規定する海洋施設等周辺海域（以下「海洋施設等周辺海域」という。）以外の海域</p>	<p>当該船舶の航行中に排出すること。</p>

現行

<p>（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の適用関係）</p> <p>第三条 特定外国船舶からの廃棄物の排出についての法第十条第二項第三号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）第四条の二第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。</p>		<p>一 令別表第三第二号上欄に掲げる廃棄物</p>	<p>排出海域に関する基準</p>	<p>排出方法に関する基準</p>
		<p>二 令別表第三第三号上欄に掲げる廃棄物</p>	<p>全ての国の領海の基線からその外側百海里以遠の海域のうち海洋施設等周辺海域以外の海域</p>	<p>当該船舶の航行中に排出すること。</p>

<p>六 令別表第四 第八号上欄に 掲げる廃棄物</p>	<p>五 令別表第四 第七号上欄に 掲げる廃棄物</p>	<p>四 令別表第四 第六号上欄に 掲げる廃棄物</p>	<p>三 令別表第四 第四号上欄に 掲げる廃棄物</p>	
<p>排出海域は、限定しない。</p>	<p>全ての海域のうち海洋施設等 周辺海域以外の海域</p>	<p>全ての海域のうち海洋施設等 周辺海域以外の海域</p>	<p>排出海域は、限定しない。</p>	
<p>排出方法は、限定しない。</p>	<p>排出方法は、限定しない。</p>	<p>当該船舶の航行 中に排出すること。</p>	<p>排出方法は、限定しない。</p>	<p>ロ 当該船舶の 航行中に排出 すること。</p>

<p>六 令別表第三 第八号上欄に 掲げる廃棄物</p>	<p>五 令別表第三 第七号上欄に 掲げる廃棄物</p>	<p>四 令別表第三 第六号上欄に 掲げる廃棄物</p>	<p>三 令別表第三 第四号上欄に 掲げる廃棄物</p>	
<p>排出海域は、限定しない。</p>	<p>全ての海域のうち海洋施設等 周辺海域以外の海域</p>	<p>全ての海域のうち海洋施設等 周辺海域以外の海域</p>	<p>排出海域は、限定しない。</p>	
<p>排出方法は、限定しない。</p>	<p>排出方法は、限定しない。</p>	<p>当該船舶の航行 中に排出すること。</p>	<p>排出方法は、限定しない。</p>	<p>ロ 当該船舶の 航行中に排出 すること。</p>